

博報堂企業年金基金規約

(平成 29 年 1 月 19 日現在全文規約)

博報堂企業年金基金規約

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

（名 称）

第2条 この基金は、博報堂企業年金基金という。

（事務所）

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。
東京都千代田区平河町1丁目4番5号

（実施事業所）

第4条 基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

（公告の方法）

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

第2章 代議員及び代議員会

（代議員及び代議員会）

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

（定数）

第7条 この基金の代議員の定数は、20人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

（任期）

第8条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了日の翌日から起算する。

（互選代議員の選挙区及び代議員数）

第9条 加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙は、各選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選代議員の数は、別表第2のとおりとする。

（互選代議員の選挙期日）

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後30日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、15日前までに公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

（互選代議員の選挙の方法）

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

（当選人）

第12条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区内の互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分

の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。
- 3 理事長は当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

（互選代議員の選挙執行規程）

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

（選定代議員の選定）

第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
- 3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
- 4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
- 5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

（通常代議員会）

第15条 通常代議員会は、毎年1月及び7月に招集する。

（臨時代議員会）

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。

- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

（代議員会の招集手続）

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

- 2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

（定足数）

第18条 代議員会は、代議員の定数（第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

（代議員会の議事）

第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第15条各号に規定する事項の変更を除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

（代議員の除斥）

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

（代理）

第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

（代議員会の議決事項）

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

（会議録）

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名

- (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議決した事項及び可否の数
 - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。
- 4 加入者及び加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

（役員）

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

（役員の数及び選任）

第26条 理事の定数は、8人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

（役員の任期）

第27条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

（役員解任）

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 理事にあっては、第37条の規定に違反したとき。

（役員選挙執行規程）

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

（理事会）

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

（理事会の招集）

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

（理事会の付議事項）

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

（理事会の議事）

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

（理事会の会議録）

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

（役員の仕事）

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。

3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。

6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

（理事の義務及び損害賠償責任）

第36条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

（理事の禁止行為）

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

（職員）

第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

（加入者）

第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。）のうち、株式会社博報堂、博報堂健康保険組合、株式会社博報堂DYトータルサポート、株式会社博報堂プロダクツ、株式会社博報堂DYメディアパートナーズ及び博報堂企業年金基金（以下これらを「会社」という。）の就業規則（平成18年4月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）の次の各号に定める各条のいずれかに該当する職員（以下「職員」という。）とする。

(1)株式会社 博 報 堂	就業規則第2条に定める職員
(2)博報堂健康保険組合	就業規則第2条に定める職員
(3)株式会社 博報堂DYトータルサポ [°] ート	就業規則第2条に定める職員
(4)株式会社博報堂プロダクツ	就業規則第2条に定める職員
(5)株式会社 博報堂DYメディアパ [°] ートナーズ	就業規則第2条に定める職員
(6)博報堂企業年金基金	就業規程第2条に定める職員

（資格取得の時期）

第40条 職員が25歳に達した日以降（25歳以上で職員となった者については職員となった日以降）最初に到来する12月1日に加入者の資格を取得する。

（資格喪失の時期）

第41条 職員は、次のいずれかに該当するに至った日の翌日（第5号に該当するに至ったときは、その日）に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 職員でなくなったとき
- (4) 職員が使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (5) 職員が60歳に達したとき

（加入者期間の計算）

第42条 加入者期間は、月によるものとし、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの期間とする。

第43条 削除

第 5 章 基準給与及び標準給与

（基準給与）

第 44 条 基金の給付の額の算定の基礎となる給与（以下「基準給与」という。）は、加入者が加入者でなくなったときの会社の次の各号に定める規程（平成 19 年 7 月 1 日現在において効力を有する規程をいう。）又は就業規則において次の各号の定める各条に規定する給与（以下「基本給」という。）とし、その額に 500 円未満の端数がある場合はこれを切捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数がある場合はこれを 1,000 円に切上げた額とする。ただし、その額が 400,000 円を超えるときは、400,000 円とする。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 株式会社 博報堂 | 報酬規程第 3 条に定める基準年俸 |
| (2) 博報堂健康保険組合 | 給与規程第 2 条に定める基準年俸 |
| (3) 株式会社 博報堂 DY トータルサポート | 報酬規程第 5 条に定める基本給 |
| (4) 株式会社 博報堂 プロダクツ | 報酬規程第 4 条に定める基準年俸 |
| (5) 株式会社 博報堂 DY メディアパートナーズ | 就業規則第 45 条に定める基準年俸 |
| (6) 博報堂企業年金基金 | 就業規程第 18 条に定める基本給 |

- 2 前項の規定にかかわらず、加入者の資格を喪失した日における基準給与が、当該加入者の最高値基本給（各加入者の毎年 7 月 1 日現在の基本給《新たに参加者となった者にあつては加入者となった日現在の基本給》のうち、一番高い額を用いて前項の規定により算定された額をいう。以下同じ。）を下回る場合の基準給与は、最高値基本給とする。

第 45 条 削除

（標準給与）

第 46 条 基金の加入者の掛金の額の算定の基礎となる給与（以下「標準給与」という。）は、加入者の毎年 7 月 1 日現在の基本給とし、その額に 500 円未満の端数がある場合はこれを切捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数がある場合はこれを 1,000 円に切上げた額とする。ただし、その額が 400,000 円を超えるときは、400,000 円とする。

- 2 前項により決定された標準給与は、その年の 9 月から翌年の 8 月までの各月の標準給与とする。
- 3 あらたに参加者となった者に係る標準給与は、加入者となった日現在の基本給とし、加入者となった月から直後の 8 月までの各月の標準給与とする。

第 47 条 削除

第 6 章 給 付

第 1 節 給付の通則

（給付の種類）

第 48 条 基金による給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

（裁 定）

第 49 条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 3 受給権者は、第 1 項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。
- 4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。
 - (1) 請求者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）
その他当該事実を証する書類
 - (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合
第 1 号の書類のほか、請求者が死亡した者の死亡の当時生計を同じくしていたことを証する書類
- 5 第 55 条に定める未支給の給付の請求に当たっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第 3 項に定める請求書を併せて提出しなければならない。
 - (1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）
その他当該事実を証する書類
 - (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた配偶者、子、父

母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

第1号の書類のほか、請求者が死亡した者の死亡の当時生計を同じくしていたことを証する書類

- 6 第60条第1項ただし書の規定により、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に定める特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

（標準年金額）

第50条 標準年金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1標準年金額 加入者期間に応じ別表第3-1に定める額
 - (2) 第2標準年金額 基準給与の額に、加入者期間に応じ別表第3-2に定める率を乗じて得た額
- 2 加入者が掛金を負担しない場合にあつての第1標準年金額及び第2標準年金額は、前項にかかわらず、次に定める額とする。
- (1) 第1標準年金額 前項第1号で計算される額から前項第1号の「加入者期間」を「標準掛金を負担しない期間」と読み替えて計算される額に2分の1を乗じた額を控除した額
 - (2) 第2標準年金額 前項第2号で計算される額から前項第2号の「加入者期間」を「標準掛金を負担しない期間」と読み替えて計算される額に2分の1を乗じた額を控除した額

（端数処理）

第51条 給付の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを100円に切り上げるものとする。

- 2 前条第1項各号の年金額の各々について前項を適用するものとする。
- 3 年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）を支払う場合において、その支払額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切上げるものとする。
- 4 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（支給期間）

第52条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

（支払日及び支払方法）

第53条 年金給付の支払日は年6回、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の各1日（金融機関が非営業日である場合はその直後の営業日）とし、それぞれの支払日にその前月までの分をまとめて支払う。

- 2 一時金給付は、請求手続終了後1ヵ月以内に支払う。
- 3 前2項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定

した金融機関の口座に、基金から振り込むことによって行う。

（給付の制限）

第54条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

2 受給権者が、正当な理由がなく法第98条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。

3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなった場合には、給付の全部又は一部を行わない。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

（未支給の給付）

第55条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、次に掲げる者（その順位は次の各号の順位とする。）は、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

(1) 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者

(2) 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって前号に該当しない者

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順位による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上ある時は、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

（時効）

第56条 受給権の消滅時効については、民法（明治29年4月27日法律第89号）の規定を適用する。

（譲渡担保の禁止等）

第57条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りではない。

第2節 老齢給付金

（支給要件）

第58条 基金の加入者又は加入者であった者が次のいずれにも該当することとなったときは、老齢給付金を支給する。

- (1) 加入者期間が20年以上に達したとき
- (2) 60歳に達したとき

（年金額）

第59条 年金として支給する老齢給付金の額は、当該各号に定める期間に応じた額とする。

- (1) 老齢給付金の支給開始後5年を経過するまで
第1標準年金額と第2標準年金額を合算した額
- (2) 老齢給付金の支給開始5年後から10年を経過するまで
第1標準年金額
- (3) 老齢給付金の支給開始10年経過後
第1標準年金額に100分の75を乗じて得た額

2 第60条第2項の選択割合を選択して一時金の支給を受けた翌月以降の年金の額及び第64条第2項の選択割合を選択して脱退一時金の支給を受けた場合の前項に該当する者の老齢給付金の額は、次の割合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 選択割合が4分の4の場合
支給しない
- (2) 選択割合が4分の3の場合
 - ア 老齢給付金の支給開始後5年を経過するまで
第1標準年金額及び第2標準年金額に4分の1を乗じて得た額
 - イ 老齢給付金の支給開始5年後から10年を経過するまで
第1標準年金額に4分の1を乗じて得た額
 - ウ 老齢給付金の支給開始10年経過後
第1標準年金額に100分の75を乗じて得た額に4分の1を乗じて得た額
- (3) 選択割合が4分の2の場合
 - ア 老齢給付金の支給開始後5年を経過するまで
第1標準年金額及び第2標準年金額に4分の2を乗じて得た額
 - イ 老齢給付金の支給開始5年後から10年を経過するまで
第1標準年金額に4分の2を乗じて得た額
 - ウ 老齢給付金の支給開始10年経過後
第1標準年金額に100分の75を乗じて得た額に4分の2を乗じて得た額
- (4) 選択割合が4分の1の場合
 - ア 老齢給付金の支給開始後5年を経過するまで

第1標準年金額及び第2標準年金額に4分の3を乗じて得た額

イ 老齢給付金の支給開始5年後から10年を経過するまで

第1標準年金額に4分の3を乗じて得た額

ウ 老齢給付金の支給開始10年経過後

第1標準年金額に100分の75を乗じて得た額に4分の3を乗じて得た額

（年金に代えて支給する一時金）

第60条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は、年金として支給する老齢給付金を受けてから5年を経過した日から10年を経過する日までの間において、その者の申出により、第1標準年金額及び第2標準年金額（5年を経過した日から10年を経過する日までの間は、第1標準年金額）に代えて一時金を受けることができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間においても、一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
- (3) 受給権者が心身に重大な損害を受け、又は長期間入院したこと。
- (4) その他前各号に準ずる事情

2 前項の規定により一時金を受けるときを選択する場合にあっては、次の各号のいずれかの割合で1回に限り行うことができる。ただし、当該選択をする前に、脱退一時金又は老齢給付金の一部選択をしている場合にあっては、第1号の選択割合に限るものとする。

- (1) 4分の4
- (2) 4分の3
- (3) 4分の2
- (4) 4分の1

3 第1項の規定により選択した一時金給付の額は、次の各号に掲げる額を合算した額に前項の選択割合（前項ただし書きに該当する場合は1からすでに選択した割合を控除した割合）を乗じて得た額とする。

- (1) 第1標準年金額に老齢給付金の支給を受けた期間（以下「支給済期間」という。）に応じて別表第4-1に定めた率を乗じて得た額
- (2) 第2標準年金額に選択時の年齢に応じて別表第4-2に定めた率を乗じて得た額

（失 権）

第61条 老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することになったときは消滅する。

- (1) 老齢給付金の受給権者が死亡したとき
- (2) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

第3節 脱退一時金

（支給要件）

第62条 加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間が20年未満である者が、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）
- (2) 加入者期間が20年以上である者が、60歳未満で加入者の資格を喪失したとき

（一時金額）

第63条 脱退一時金の額は、次により計算された額とする。

- (1) 前条第1号に該当したとき

標準給与の累計額に加入者期間及び退職事由に応じ別表第5に定める率を乗じて
得た額

- (2) 前条第2号に該当したとき

次のア及びイを合算した額

ア 第1標準年金額に加入者の資格を喪失した年齢に応じ別表第7-1に定める率
を乗じて得た額

イ 第2標準年金額に加入者の資格を喪失した年齢に応じ別表第7-2に定める率
を乗じて得た額

- 2 加入者が掛金を負担しない場合にあっての前項第1号の額は、前項第1号で計算される額から標準掛金を負担しない期間の標準給与の累計額に0.0215を乗じた額を控除した額とする。

（支給の繰下げ及び支給の方法）

第64条 第62条第2号の脱退一時金の受給権者は、その者が60歳に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

- 2 第62条第2号の脱退一時金の受給権者及び前項の規定により脱退一時金の支給を繰下げている者は、次の各号のいずれかの割合で1回に限り脱退一時金の支給を申し出ることができる。

(1) 4分の4

(2) 4分の3

(3) 4分の2

(4) 4分の1

- 3 前条第1項第2号の脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、第1標準年金額に支給時の年齢に応じ別表第7-1に定める率を乗じて得た額に第2標準年金額に支給時の年齢に応じ別表第7-2に定める率を乗じて得た額を合算した額に前項の選択割合を乗じて得た額とする。

（支給の効果）

第65条 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であ

った期間又は脱退一時金相当額が第69条の3から第69条の6までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、加入者期間に算入しないものとする。

（失 権）

第66条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
- (2) 加入者の資格を取得したとき
- (3) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
- (4) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき

第4節 遺族給付金

（支給要件）

第67条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当した場合には、その者の遺族に遺族給付金として一時金を支給する。

- (1) 加入者期間が20年未満である加入者が死亡したとき
- (2) 加入者期間が20年以上である加入者が死亡したとき
- (3) 脱退一時金の繰下げの申出をしている者が死亡したとき
- (4) 老齢給付金の受給権者であって、年金の支給開始後10年（第59条第2号に該当する場合は5年）を経過していない者が死亡したとき

（遺族の範囲及び順位）

第68条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が2名以上となる場合には、その1人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

- (1) 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者
- (2) 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって前号に該当しない者

（遺族給付金の額）

第69条 一時金として支給する遺族給付金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第67条第1号に該当したとき
標準給与の累計額に加入者期間に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額
- (2) 第67条第2号に該当したとき
加入者期間に応じ別表第8-1に定める額に死亡時の基準給与の額に加入者期間に応じ別表第8-2に定める率を乗じて得た額を合算した額
- (3) 第67条第3号に該当したとき
第1標準年金額（一部選択した場合は第59条第2項の額、この条において同じ。）に死亡時の年齢に応じ別表第7-1に定める率を乗じて得た額に第2標準年金額（一部選択した場合は第59条第2項の額、この条において同じ。）に死亡時の年齢に応じ別表第7-2に定める率を乗じて得た額を合算した額
- (4) 第67条第4号に該当したとき
第1標準年金額に支給済期間に応じて別表第4-1に定めた率を乗じて得た額に第2標準年金額に死亡時の年齢に応じて別表第4-2に定めた率を乗じて得た額を合算した額

2 加入者が掛金を負担しない場合にあつての前項第1号及び第2号の遺族給付金の額は、前項にかかわらず、次に定める額とする。

- (1) 前項第1号の遺族給付金の額
前項第1号で計算される額から標準掛金を負担しない期間の標準給与の累計額に

0.0215を乗じて得た額を控除した額

(2) 前項第2号の遺族給付金の額

前項第2号で計算される額から前項第2号の「加入者期間」を「標準掛金を負担しない期間」と読み替えて計算される額に2分の1を乗じた額を控除した額

第6章の2 年金通算

（中途脱退者の選択）

第69条の2 この基金は、中途脱退者（第62条第1号に該当する者をいう。以下同じ。）に対し、この基金の加入者の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。

（1）速やかに脱退一時金を受給すること。

（2）速やかに第69条の6の規定に基づき企業年金連合会（以下「連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を行うこと。

（3）この基金の加入者の資格を喪失した日から1年を経過したときに第69条の6の規定に基づき連合会への脱退一時金相当額の移換を行うこと。

（4）この基金の加入者の資格を喪失した日から1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。

2 前項第3号又は第4号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過するまでの間に脱退一時金の受給又は脱退一時金相当額その他制度（他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会をいう。以下同じ。）への移換を申し出た場合には、同項の規定にかかわらず、この基金は当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額その他制度への移換を行う。

3 前項の脱退一時金相当額その他制度への移換については、次条から第69条の6までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

（他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）

第69条の3 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

（厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換）

第69条の4 この基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換）

- 第69条の5 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
 - 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
 - 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

（企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換）

- 第69条の6 前3条の規定にかかわらず、この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
 - 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過するまでの間に限って行うことができる。
 - 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

（企業年金連合会への残余財産の移換）

- 第69条の7 この基金の第94条第1項の規定する終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産（第94条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下この条において同じ。）の移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
 - 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第94条第1項の規定については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

（中途脱退者への説明）

第69条の8 この基金は、加入者（第62条第1号に該当する者に限る。）がその資格を喪失したときは、第69条の2から第69条の6までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき、次の各号に掲げる事項を当該加入者に説明しなければならない。

- （1）移換申出期限
- （2）脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間
- （3）加入者が資格を喪失したときの選択肢
- （4）加入者が資格を喪失した日から1年を経過する日までの選択肢
- （5）連合会及び国民年金基金連合会の制度の概要、手数料及び連絡先
- （6）退職に伴い資格を喪失した者が脱退一時金の受給時の税務上の取扱い

第7章 掛 金

（掛 金）

第70条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

（標準掛金）

第71条 掛金のうち、標準掛金は、加入者の標準給与の月額総額に1000分の43を乗じて得た額とする。

（特別掛金）

第72条 掛金のうち、特別掛金は、過去勤務債務の額を償却するための額とし、平成22年4月から20年で償却するものとし、各加入者の標準給与に1000分の21を乗じて得た額を合算した額とする。

（事務費掛金）

第73条 基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための事務費掛金は、加入者一人あたり2,800円とする。ただし、事業主の資本金額が3億円超30億円以下の実施事業所においては加入者一人あたり2,300円とし、事業主の資本金額が3億円以下の実施事業所においては加入者一人あたり1,900円とする。

（掛金の負担割合）

第74条 事業主は、特別掛金及び事務費掛金の全額を負担する。

2 加入者及び事業主は、次の表に掲げる区分に従い、標準掛金を負担する。

区 分	加 入 者	事 業 主
標準掛金	43分の21.5	43分の21.5

- 3 前項の掛金のうち加入者が負担する掛金は、加入者が加入者の資格を得たとき又は規約の変更に伴い加入者の負担する掛金の額が増加するときに当該掛金を負担することを同意した者及び加入者の資格を得た後に当該掛金を負担しない者が、規約の変更に伴い掛金が減少する場合に希望した者（次項の規定により掛金を負担しないことを希望した者を除く。）が負担する。
- 4 前項の規定により掛金を負担する加入者が、掛金を負担しないことを希望する場合にあっては、当該希望を申し出て、その翌月から掛金を負担しないものとする。

（掛金の納付）

第75条 事業主は、毎月の掛金を翌月末日（金融機関の休業日である場合には翌営業日とする。以下「納付期限」という。）までに基金に納付する。

- 2 納付する掛金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 基金は、第1項の掛金を納付期限までに納付しない事業主があるときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

- 4 前項の規定によって督促された事業主は、民法第415条に規定する債務不履行による損害賠償の責を負う。ただし、掛金を納付しないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定による損害賠償の額は、掛金の額につき年14.6%の割合で、納付期限の翌日から、掛金の納付日の前日までの日数によって計算した額とする。
- 6 前2項の場合において、掛金の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る損害賠償の額の計算の基礎となる掛金は、その納付のあった掛金の額を控除した金額による。
- 7 督促状に指定した期限までに掛金の納付を完了したとき、又は前3項の規定によって計算した金額が100円未満であるときは、損害賠償の額は、徴収しない。
- 8 損害賠償の額に、100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。

（財政再計算）

第76条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第50条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

第77条 削除

（積立金の額の評価）

第78条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

第8章 積立金の積立て

（継続基準の財政検証）

第79条 基金は、毎事業年度の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度の末日における責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。

（非継続基準の財政検証）

第80条 事業主は、毎事業年度の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定に基づき必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る最低保全給付の合計額の現価とする。

3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者 当該年金給付

(2) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

(3) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

標準的な退職年齢に達した日（基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる老齢給付金に、次の按分率を乗じて得た額

$$\text{按分率} = A / B$$

A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合の年金額

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の年金額

(4) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金に、次の按分率を乗じて得た額

$$\text{按分率} = A / B$$

A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合の一時金額

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の一時金額

4 前項第3号に規定する標準的な退職年齢は、60歳とする。

（臨時掛金）

第81条 事業年度中において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

第9章 積立金の運用及び業務の委託

（基金資産運用契約）

第82条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、投資一任契約を金融商品取引業者と、それぞれ締結するものとする。

2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。

3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときに支払うものでなければならない。

（1）基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に行われるものであること。

ア 加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、脱退一時金相当額その他制度への移換を行うとき。

（2）信託金と支払金とは相殺しないものであること

4 第1項の生命保険契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときに支払うものでなければならない。

（1）基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に行われるものであること。

ア 加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、脱退一時金相当額その他制度への移換を行うとき。

（2）保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。

6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

（運用管理規程）

第83条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

（1）基金資産運用契約の相手方（以下「運用受託機関」という。）の名称

（2）信託金又は保険料の払込割合

（3）支払金又は保険金の負担割合

（4）掛金の払込み及び給付金等の負担の取りまとめを行う運用受託機関

（5）資産の額の変更の手続き

（6）第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの

2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。

3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定す

る。

- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

（積立金の運用）

第84条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

（運用の基本方針及び運用指針）

第85条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 基金は、前項に規定する運用の基本方針と統合的な運用指針を作成し、基金資産運用機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約及び生命保険一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

（分散投資義務）

第86条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

（政策的資産構成割合）

第87条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かなければならない。

（資産状況の確認）

第88条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

（基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止）

第89条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（業務の委託）

第90条 基金は、みずほ信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 加入者の記録管理（年金受給待期者、年金受給者含む。）に関する事務

(4) その他前3号付随する事務

- 2 基金は、資産管理サービス信託銀行株式会社に運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託する。
- 3 基金は、前項に規定する事務のほか、信託会社、生命保険会社、その他の法人に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針策定のための必要な年金資産分析、リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等を含む。）に関する事務を委託することができる。
- 4 基金は、前3項に規定する事務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

第10章 解散及び清算

（解散）

第91条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第85条第1項の認可があったとき
- (2) 法第102条第6項の規定による基金の解散の命令があったとき

（解散時の掛金の一括拠出）

第92条 この基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は当該下回る額を掛金として一括拠出するものとする。

（支給義務の消滅）

第93条 基金は、基金が解散したときは、この制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

（残余財産の分配）

第94条 この基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、解散した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

- (1) 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額
- (2) すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第 1 1 章 雑 則

（事業年度）

第 95 条 基金の事業年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

（届 出）

第 96 条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡の届出義務者は、30 日以内にその旨基金に届け出なければならない。

2 年金給付の受給権者は、毎年 1 回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。ただし、基金の委託を受けた連合会が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9 の規定により年金給付の受給権者に係る本人確認情報（同法第 30 条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報をいう。）の提供を受けた場合であって、基金により、生存の事実が確認された者は、この限りではない。

（受給手続）

第 97 条 基金による給付を受ける者は、基金に第 48 条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めるときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

- (1) 給付の受領方法についての届
- (2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届
- (3) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）で定める必要な申告書

2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

（報告書の提出）

第 98 条 基金は、毎事業年度終了後 4 ヶ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けておくものとする。

3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではない。

（年金数理関係書類の年金数理人による確認）

第 99 条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第 116 条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

（業務概況の周知）

第 100 条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度 1 回、次に掲げる事項を

加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているもの（以下この条において「受給権者等」という。）に周知することとする。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- (3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況
- (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
- (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況
- (7) 基本方針の概要
- (8) その他基金の事業に係る重要事項

2 基金は、前項に掲げる周知事項を、実施事業所の見やすい場所に掲示するとともに、周知事項を記載した書面を加入者及び受給権者等に配布する。

（実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出）

第101条 基金の実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所（以下この条において「減少実施事業所」という。）の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

- (1) 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価
- (2) 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日（当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあっては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日。以下次項において同じ。）におけるこの基金の繰越不足金（規則第112条第2項の規定により当該事業年度に繰り越された不足金をいう。以下同じ。）の額に前号の特別掛金の予想額の現価をこの基金の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額

2 前項の規定による掛金のほか、実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡を行い、当該実施事業所に使用される加入者の一部を他の実施事業所以外の事業所に転籍させることにより、実施事業所の加入者の数が減少する場合に該当し、実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該加入者の数の減少に係る実施事業所（以下この条において「加入者減少実施事業所」という。）の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

- (1) 加入者減少実施事業所に使用される加入者の数が減少しないとしたならば加入者減少実施事業所の事業主が拠出することとなる減少する加入者に係る特別掛金の額の予想額の現価
- (2) 加入者減少実施事業所に使用される加入者の数が減少する日の直前の事業年度の末日におけるこの基金の繰越不足金の額に前号の特別掛金の予想額の現価をこの基金の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額

3 前2項の掛金は、減少実施事業所及び加入者減少実施事業所の事業主が全額を負担

する。

（分割または権利義務の移転時に移換する積立金の額）

第101条の2 基金が、次の各号に掲げる分割または権利義務の移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあっては、基金は、基金の積立金の額のうち、当該権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の積立金の額を移換するものとする。

(1) 法第77条第1項に規定する基金の分割

(2) 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転（同条同項の政令で定める場合を除く。）

(3) 平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の法第107条第1項に規定する厚生年金基金への権利義務移転（同条同項の政令で定める場合を除く。）

2 前項の権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の積立金の額は、次の各号に規定する方法のうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの方法により算定される額とする。

(1) 規則第87条の2第1項第1号による方法

(2) 規則第87条の2第1項第2号による方法

3 前項第1号による方法の額は、権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(1) 権利義務移転等を行う日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は権利義務移転等を行う日の属する事業年度の前事業年度の末日のうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの日（以下この条において「基準日」という。）における、権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の移換額算定基礎額（規則第87条の2第1項第1号イからニのうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの額をいう。以下この条において同じ。）

(2) 基準日における、基金の移換額算定基礎額

4 第2項第2号による方法の額は、移換額算定基礎額に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額が、基準日における基金の移換額算定基礎額を上回る場合

権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額に、次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 基準日における権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の移換額算定基礎額

ロ 基準日における基金の移換額算定基礎額

(2) 権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額が、基準日における基金の移換額算定基礎額以下の場合

次のイ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ 基準日における受給権者及び加入期間が20年以上である加入者であった者（以下この号において「受給権者等」という。）

基準日における権利義務移転等を行う実施事業所に係る受給権者等の移換額算定基礎額。ただし、基準日における基金の受給権者等の移換額算定基礎額が、権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額を上回る場合にあっては、当該

積立金の額に、次の（イ）に掲げる額を（ロ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

（イ） 基準日における権利義務移転等を行う実施事業所に係る受給権者等の移換額算定基礎額

（ロ） 基準日における基金の受給権者等の移換額算定基礎額

ロ 基準日における加入者（受給権者等を除く。以下ロにおいて同じ。）

権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額から、本号イ（ロ）に定める額を控除して得た額に、次の（イ）に掲げる額を（ロ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

（イ） 基準日における権利義務移転等を行う実施事業所に係る加入者の移換額算定基礎額

（ロ） 基準日における基金の加入者の移換額算定基礎額

（法令の適用）

第102条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則

（施行日）

第1条 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

（加入者及び加入者期間に関する経過措置）

第2条 施行日の前日において、博報堂厚生年金基金（以下「旧基金」という。）の加入員であった者は、この規約の施行日（以下「施行日」という。）に加入するものとし、旧基金の加算適用加入員は第1加入者とする。

2 前項にかかわらず、施行日の前日において、旧基金の加入員であって、施行日において、60歳を超えている者（契約社員就業規則第2条に定める契約社員（以下「契約社員」という。）を除く。）、組織規定に定める取締役、監査役、顧問又は執行役員規定に定める執行役員は、同日に本制度の加入者の資格を喪失するものとする。

3 施行日の前日に、旧基金の加入員である者の旧基金に加入していた加入員期間は、加入者期間に合算するものとし、旧基金の標準報酬月額は、加入者の標準報酬月額とし、旧基金の加算適用加入員期間は、第1加入者期間に合算するものとする。

4 施行日の前日に、旧基金の加算適用加入員である者の第63条第1項第1号及び第2号又は第69条第1項第1号及第3号アの「第1標準給与の累計額」とあるのは、「第1標準給与の累計額に旧基金の加算給与の累計額を加算した額」と読み替える。

5 加入者のうち施行日の前日において、旧基金の加入員であって、施行日において、障害厚生年金又は遺族厚生年金の受給権を有する者が、加入者の資格を喪失したときに障害厚生年金又は遺族厚生年金の受給権を有していた場合には、旧基金が厚年法附則第30条第1項の認可を受けた日以前の旧基金の加入員であった全期間（以下「代行年金の加入員期間」という。）の平均標準給与月額（旧基金規約第56条に定める平均標準給与月額をいう。以下同じ。）の1,000分の7.125（旧基金規約別表第3の左欄に掲げる者については、同表のイ欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に旧基金が同項の認可を受けた日以前の旧基金の加入員であった期間の月数を乗じて得た額（以下「代行年金の額」という。）に12.084を乗じて得た額（遺族厚生年金の受給権者のうち厚年法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金の2分の1に相当する額の停止が解除されている場合は2分の1を乗じた額）を一時金として支給するものとする。

6 前項に該当する者のうち旧基金の加入員期間が20年以上の者は、前項の一時金を60歳まで繰下げることができるものとし、当該者が、60歳に達したときの第3標準年金額は代行年金の額を加算した額とする。

（厚生年金基金からの移行）

第3条 基金は、法第112条第4項の規定に基づき、同項の規定により消滅した旧基金に係る権利義務を承継するものとする。

2 施行日の前日において、旧基金の受給権を取得している者及び受給待期脱退者は、支給に関する権利義務が承継された給付について、本制度における受給権者とする。

- 3 当該権利義務の承継に係る厚生年金基金が、法第112条第4項の規定により消滅したときは、基金は、厚生法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付するものとする。

（施行日に加入者の資格を喪失する者に関する経過措置）

第4条 附則第2条第2項の規定に基づき、施行日において加入者の資格を喪失するもの（受給権者である者は除く。）に支給する旧基金の基本部分（厚生年金代行給付の部分を除く。以下同じ。）の給付については、施行日に一時金として支給することとし、当該者に支給する一時金額は、旧基金の加入員であった全期間の平均標準給与月額（旧基金の加入員期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。）の1,000分の1.4に相当する額に旧基金の加入員であった期間の月数を乗じて得た額（以下「基本上乗せ年金額」とする。）に相当する額に、施行日における年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額とする。

2 前項に該当する者は、60歳に達するまで前項の一時金の繰下げを申し出ることができる。その場合の一時金の額は、旧基金の加入員であった期間に応じて計算される基本上乗せ年金額に相当する額に、申し出時の年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額とする。

3 前項に該当する者のうち旧基金の加入員であった期間が20年以上の者が60歳に達したときに申し出た場合は、年金として死亡するまで支給することとし、当該者に支給する年金額は、基本上乗せ年金額とする。

（旧基金の加算非適用者に関する経過措置）

第5条 附則第2条第1項に規定する加入者のうち、第39条に該当しない者は、次のいずれかに該当するに至った日の翌日（第4号に該当するに至ったときは、その日）に、加入者の資格を喪失する。ただし、契約社員については第4号は適用しない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) その使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (4) 60歳に達したとき

2 前項の加入者が資格を喪失したとき（死亡の場合は除く。）の給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める年金額又は一時金の額とする。

(1) 加入者期間が20年以上の者

当該者が60歳に達したときに、年金として死亡するまで支給することとし、当該者に支給する年金額は、第3標準年金額とする。

(2) 加入者期間が20年未満の者

加入者の資格を喪失したときに一時金として支給することとし、当該者に支給する脱退一時金額は、第3標準年金額に相当する額に、加入者の資格を喪失したときの年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額とする。

（旧基金の60歳以上の受給権者に関する経過措置）

第6条 附則第3条第1項の規定に基づき、旧基金の権利義務を承継した場合において、当該権利義務を承継したときに60歳以上の受給権者が施行日に旧基金の基本部分の年金に代えて一時金として支給することを申し出た場合にあつては、旧基金規約に基づき計算された基本年金額から、代行年金の額を控除した額（以下「上乗せ年金の額」という。）に施行日における年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額に代行年金の額と、施行日における年齢に応じ別表第6に定める率及び代行部分の支給開始年齢に基づき別表第9に定める率を乗じた額を合算した額を一時金として支給する。

（旧基金の60歳未満の受給権者に関する経過措置）

第7条 附則第3条第1項の規定より旧基金に係る権利義務を承継した者のうち60歳未満の旧基金の受給権者が施行日に旧基金の基本部分の年金に代えて一時金として支給することを申し出た場合にあつては、上乗せ年金の額に施行日における年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額に代行年金の額と、施行日における年齢に応じ別表第6に定める率及び代行部分の支給開始年齢に基づき別表第9に定める率を乗じた額を合算した額を一時金として支給する。

2 附則第3条第1項の規定より旧基金に係る権利義務を承継した者のうち60歳未満の旧基金の受給待期脱退者が施行日に旧基金の基本部分の年金に代えて一時金として支給することを申し出た場合にあつては、上乗せ年金の額に施行日における年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額を一時金として支給する。

（株式会社博報堂の経過措置者の給付額に関する経過措置）

第8条 昭和58年4月1日において、旧基金の加算適用加入員の資格を取得した者のうち株式会社博報堂の適格退職年金制度（昭和38年12月1日施行。）の加入者でなかった者（以下この条において「経過措置者」という。）についての第1標準年金額及び第2標準年金額は、第50条の規定にかかわらず、次の算式による第1標準年金額及び第2標準年金額とする。

第1標準年金年金額の算式

$$\left[\begin{array}{ll} \text{第1加入者期間} & \text{昭和58年4月} \\ \text{に対応する別表} & \text{1日以降の第1} \\ \text{第3-1の額} & \text{— 加入者期間に対} \\ & \text{応する別表第3} \\ & \text{-1の額} \end{array} \right] \times 1/2 + \begin{array}{l} \text{昭和58年4月} \\ \text{1日以降の第1} \\ \text{加入者期間に対} \\ \text{応する別表第3} \\ \text{-1の額} \end{array}$$

第2標準年金額の算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{第1加入者の資格を喪失したときの第1基準給与の額に第1加入者期間に対応する別表第3-2の率を乗じて得た額} \\ \text{—} \\ \text{第1加入者の資格を喪失したときの第1基準給与の額に昭和58年4月1日以降の第1加入者期間に対応する別表第3-2の率を乗じて得た額} \end{array} \right) \times 1/2 + \begin{array}{l} \text{第1加入者の資格を喪失したときの第1基準給与の額に昭和58年4月1日以降の第1加入者期間に対応する別表第3-2の率を乗じて得た額} \end{array}$$

2 経過措置者の遺族給付金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 第67条第1号に該当する場合

第1標準給与の累計額に、昭和58年4月1日以降の第1加入者期間に応じて別表第5の乗率を乗じて得た額

(2) 第67条第2号に該当する場合

次に掲げる額を合算した額

第1標準年金額に相当する額の算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{第1加入者期間に対応する別表第8-1の額} \\ \text{—} \\ \text{昭和58年4月1日以降の第1加入者期間に対応する別表第8-1の額} \end{array} \right) \times 1/2 + \begin{array}{l} \text{昭和58年4月1日以降の第1加入者期間に対応する別表第8-1の額} \end{array}$$

第2標準年金額に相当する額の算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{死亡時の第1基準給与の額に第1加入者期間に対応する別表第8-2の率を乗じて得た額} \\ \text{—} \\ \text{死亡時の第1基準給与の額に昭和58年4月1日以降の第1加入者期間に対応する別表第8-2の率を乗じて得た額} \end{array} \right) \times 1/2 + \begin{array}{l} \text{死亡時の第1基準給与の額に昭和58年4月1日以降の第1加入者期間に対応する別表第8-2の率を乗じて得た額} \end{array}$$

3 経過措置者の脱退一時金の額は、第63条中「第1標準給与の累計額に第1加入者期間及び退職事由に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額」とあるのは「第1標準給与の累計額に昭和58年4月1日以降の第1加入者期間及び退職事由に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額」と読み替えて計算された額とする。

（株式会社博報堂フォトクリエイティブの経過措置者の給付額に関する経過措置）

第9条 昭和63年4月1日において、旧基金の加算適用加入員の資格を取得した者のうち株式会社博報堂フォトクリエイティブの加入者（以下この条において「経過措置者」という。）の第1標準年金額及び第2標準年金額は、第50条の規定にかかわらず、次の算式による第1標準年金額及び第2標準年金額とする。

第1標準年金額の算式

$$\left[\begin{array}{l} \text{第1加入者期間} \\ \text{に対応する別表} \\ \text{第3-1の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{昭和63年4月} \\ \text{1日以降の第1} \\ \text{加入者期間に対} \\ \text{応する別表第3} \\ \text{-1の額} \end{array} \right] \times 1/2 + \begin{array}{l} \text{昭和63年4月} \\ \text{1日以降の第1} \\ \text{加入者期間に対} \\ \text{応する別表第3} \\ \text{-1の額} \end{array}$$

第2標準年金額の算式

$$\left[\begin{array}{l} \text{第1加入者の資} \\ \text{格を喪失したと} \\ \text{きの第1基準給} \\ \text{与の額に第1加} \\ \text{入者期間に対} \\ \text{する別表第3-} \\ \text{2の率を乗じて} \\ \text{得た額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{第1加入者の資} \\ \text{格を喪失したと} \\ \text{きの第1基準給} \\ \text{与の額に昭和6} \\ \text{3年4月1日以} \\ \text{降の第1加入者} \\ \text{期間に対応す} \\ \text{る別表第3-2の} \\ \text{率を乗じて得} \\ \text{た額} \end{array} \right] \times 1/2 + \begin{array}{l} \text{第1加入者の資格} \\ \text{を喪失したときの} \\ \text{第1基準給与の額} \\ \text{に昭和63年4月} \\ \text{1日以降の第1加} \\ \text{入者期間に対応す} \\ \text{る別表第3-2の} \\ \text{率を乗じて得た額} \end{array}$$

2 経過措置者の遺族給付金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 第67条第1号に該当する場合

第1標準給与の累計額に、昭和63年4月1日以降の第1加入者期間に応じて別表第5の乗率を乗じて得た額

(2) 第67条第2号に該当する場合

次に掲げる額を合算した額

第1標準年金額に相当する額の算式

$$\left[\begin{array}{l} \text{第1加入者期間} \\ \text{に対応する別表} \\ \text{第8-1の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{昭和63年4月} \\ \text{1日以降の第1} \\ \text{加入者期間に対} \\ \text{応する別表第8} \\ \text{-1の額} \end{array} \right] \times 1/2 + \begin{array}{l} \text{昭和63年4月} \\ \text{1日以降の第1} \\ \text{加入者期間に対} \\ \text{応する別表第8} \\ \text{-1の額} \end{array}$$

第2標準年金額に相当する額の算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{死亡時の第1基準} \\ \text{給与の額に第1} \\ \text{加入者期間に} \\ \text{対応する別表第} \\ \text{8-2の率を乗} \\ \text{じて得た額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{死亡時の第1基準} \\ \text{給与の額に昭} \\ \text{和63年4月1} \\ \text{日以降の第1加} \\ \text{入者期間に対} \\ \text{する別表第8-} \\ \text{2の率を乗じて} \\ \text{得た額} \end{array} \right) \times 1/2 + \left(\begin{array}{l} \text{死亡時の第1基準} \\ \text{給与の額に昭和6} \\ \text{3年4月1日以降} \\ \text{の第1加入者期間} \\ \text{に対応する別表第} \\ \text{8-2の率を乗じ} \\ \text{て得た額} \end{array} \right)$$

- 3 経過措置者の脱退一時金の額は、第63条中「第1標準給与の累計額に第1加入者期間及び退職事由に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額」とあるのは「第1標準給与の累計額に昭和63年4月1日以降の第1加入者期間及び退職事由に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額」と読み替えて計算された額とする。

（株式会社青森博報堂、株式会社福島博報堂及び株式会社博報堂インセンティブプロモーションズの経過措置者の給付額に関する経過措置）

- 第10条 平成2年12月1日において旧基金の加算適用加入員の資格を取得した者のうち株式会社青森博報堂、株式会社福島博報堂及び株式会社博報堂インセンティブプロモーションズの加入者（以下この条において「経過措置者」という。）の第1標準年金額及び第2標準年金額は、第50条の規定にかかわらず、次の算式による第1標準年金額及び第2標準年金額とする。

第1標準年金額の算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{第1加入者期間} \\ \text{に対応する別表} \\ \text{第3-1の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{平成2年12月} \\ \text{1日以降の第1} \\ \text{加入者期間に対} \\ \text{応する別表第3} \\ \text{-1の額} \end{array} \right) \times 1/2 + \left(\begin{array}{l} \text{平成2年12月} \\ \text{1日以降の第1} \\ \text{加入者期間に対} \\ \text{応する別表第3} \\ \text{-1の額} \end{array} \right)$$

第2標準年金額の算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{第1加入者の資} \\ \text{格を喪失したと} \\ \text{きの第1基準給} \\ \text{与の額に第1加} \\ \text{入者期間に対} \\ \text{する別表第3-} \\ \text{2の率を乗じて} \\ \text{得た額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{第1加入者の資} \\ \text{格を喪失したと} \\ \text{きの第1基準給} \\ \text{与の額に平成2} \\ \text{年12月1日以} \\ \text{降の第1加入者} \\ \text{期間に対応す} \\ \text{る別表第3-2の} \\ \text{率を乗じて得} \\ \text{た額} \end{array} \right) \times 1/2 + \left(\begin{array}{l} \text{第1加入者の資格} \\ \text{を喪失したときの} \\ \text{第1基準給与の額} \\ \text{に平成2年12月} \\ \text{1日以降の第1加} \\ \text{入者期間に対応} \\ \text{する別表第3-2の} \\ \text{率を乗じて得た額} \end{array} \right)$$

2 経過措置者の遺族給付金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 第67条第1号に該当する場合

第1標準給与の累計額に、平成2年12月1日以降の第1加入者期間に応じて別表第5の乗率を乗じて得た額

(3) 第67条第2号に該当する場合

次に掲げる額を合算した額

第1標準年金額に相当する額の算式

$$\left[\begin{array}{l} \text{第1加入者期間} \\ \text{に対応する別表} \\ \text{第8-1の額} \end{array} \begin{array}{l} \text{平成2年12月} \\ \text{1日以降の第1} \\ \text{加入者期間に対} \\ \text{応する別表第8} \\ \text{-1の額} \end{array} \right] \times 1/2 + \begin{array}{l} \text{平成2年12月} \\ \text{1日以降の第1} \\ \text{加入者期間に対} \\ \text{応する別表第8} \\ \text{-1の額} \end{array}$$

第2標準年金額に相当する額の算式

$$\left[\begin{array}{l} \text{死亡時の第1基} \\ \text{準給与の額に第} \\ \text{1加入者期間に} \\ \text{対応する別表第} \\ \text{8-2の率を乗} \\ \text{じて得た額} \end{array} \begin{array}{l} \text{死亡時の第1基} \\ \text{準給与の額に平} \\ \text{成2年12月1} \\ \text{日以降の第1加} \\ \text{入者期間に対} \\ \text{応する別表第8-} \\ \text{2の率を乗じて} \\ \text{得た額} \end{array} \right] \times 1/2 + \begin{array}{l} \text{死亡時の第1基準} \\ \text{給与の額に平成2} \\ \text{年12月1日以降} \\ \text{の第1加入者期間} \\ \text{に対応する別表第} \\ \text{8-2の率を乗じ} \\ \text{て得た額} \end{array}$$

3 経過措置者の脱退一時金の額は、第63条中「第1標準給与の累計額に第1加入者期間及び退職事由に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額」とあるのは「第1標準給与の累計額に平成2年12月1日以降の第1加入者期間及び退職事由に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額」と読み替えて計算された額とする。

第11条 削除

第12条 削除

(厚生年金基金から基金に移行する際の不足金の徴収)

第13条 この基金は、法第112条の規定に基づき、厚生年金基金から企業年金基金に移行する場合において、当該移行する日における旧基金の年金給付等積立金の額が、当該移行する日において旧基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る厚年法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相

当する額を下回るときは、この基金は、当該下回る額を、この基金の実施事業所の事業主から特別掛金として一括して徴収するものとする。

- 2 前項に規定する特別掛金の徴収は、当該特別掛金の額を実施事業所の最低積立基準額に応じて按分した額を、実施事業所の事業主が負担することにより行うものとする。
- 3 前2項に定めるところにより、この基金が当該特別掛金の納入の告知をしたときは、実施事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに当該特別掛金を納付しなければならない。

（非継続基準の財政検証による特例掛金）

第14条 平成23年度の財政再計算における財政検証の結果により、平成25年度4月から平成30年3月まで拠出することとなった特例掛金の月額は、加入者の標準給与の月額の総額に1000分の166を乗じて得た額とする。

附 則

（施行日）

第1条 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

（給付に関する経過措置）

第2条 平成18年4月1日において、現にこの規約による給付を受ける権利を有する者については、なお従前の例による。

2 平成18年3月以前の月に係る規約による給付であって、平成18年4月1日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

第3条 平成18年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金及び負担割合）による。

（加入者及び加入者期間に関する経過措置）

第4条 施行日の前日において、加入者であった者（附則第6条に該当する者は除く。以下「経過措置加入者」という。）の給付額計算のための加入者期間（以下「経過措置加入者期間」という。）は、施行日の前日において第1加入者である者については、旧規約の第1加入者期間に施行日以降の加入者期間を合算した期間とし、施行日において第1加入者でない者については、25歳に達した日以降最初に到来する12月1日以降の期間とする。

2 経過措置加入者の第50条、第63条及び第69条の「加入者期間」は「経過措置加入者期間」と読み替えて計算された額とし、第50条第2項、第63条第2項及び第69条第2項の「標準掛金を負担しない期間」は「旧規約の第1標準掛金を負担しない期間に施行日以降の標準掛金を負担しない期間を合算した期間」に「標準給与の累計額」は「旧規約の第1標準給与の累計額に施行日以降の標準給与の累計額を合算した額」と読み替える。

3 経過措置加入者のうち加入者期間が20年以上の者でかつ経過措置加入者期間が20年未満の者の給付について、第59条、第60条、第63条、第64条及び第69条にかかわらず、次の各号に掲げる額とし、脱退一時金及び年金に代えて支給する一時金については、一部選択はできないものとし、老齢給付金については5年間支給するものとする。

(1) 脱退一時金の額

第63条第1項第1号で計算される額

(2) 脱退一時金の繰下げを行った場合の脱退一時金の額

前号で計算される額に加入者の資格喪失時から支給時までの期間（以下「繰下げ期間」という。）に応じて別表第7-3に定める率を乗じて得た額

(3) 老齢給付金の額

第1号で計算される額に加入者の資格喪失時から60歳に達するまでの期間（以下「据置期間」という。）に応じて別表第7-3に定める率を乗じて得た額を4.3582で除して得た額（以下「脱退特例年金」という。）

(4) 年金に代えて支給する一時金の額（年金の支給開始後5年に限る）

脱退特例年金に選択時の年齢に応じて別表第4-2に定めた率を乗じて得た額

(5) 第67条第3号に該当した場合の遺族一時金の額

標準給与の累計額に経過措置加入者期間に応じ別表第5に定める率を乗じて得た額に死亡時
までの繰下げ期間に応じ別表第7-3に定める率を乗じて得た額

(6) 第67条第4号に該当した場合（年金の支給開始後5年に限る）の遺族一時金の額

脱退特例年金額に死亡時の年齢に応じて別表第4-2に定めた率を乗じて得た額

- 4 経過措置加入者のうち附則（平成16年4月1日施行の附則をいう。）第8条から第10条までに該当する者の「第1加入者期間」は「経過措置加入者期間」と「第1基準給与」は「基準給与」と読み替えるものとする。

（旧規約における第1加入者に該当しない者の経過措置）

- 第5条 経過措置加入者のうち施行日の前日において旧規約における第1加入者に該当しない者の25歳に達した日以降最初に到来する12月1日までの期間の標準給与は、旧規約第47条の第2標準給与とする。
- 2 前項に該当する者の標準掛金は、前項の標準給与の月額に1000分の9を乗じて得た額とし、事業主が全額負担する。
- 3 第1項に該当する者が25歳に達した日以降最初に到来する12月1日までに加入者の資格を喪失したときの脱退一時金の額は、旧規約の第63条第1項第1号イで計算される額とする。
- 4 第1項に該当する者が25歳に達した日以降最初に到来する12月1日までに死亡したときは、第67条第1号にかかわらず遺族一時金は支給しない。

（旧基金の加算非適用者に関する経過措置）

- 第6条 施行日の前日において、加入者であった者のうち附則（平成18年4月1日施行の附則）第5条に該当する者（以下「旧基金加入者」という。）の標準給与は、旧規約第47条の第2標準給与とする。
- 2 旧基金加入者の標準掛金は、前項の標準給与の月額に1000分の11を乗じて得た額とし、事業主が全額負担する。
- 3 旧基金加入者の経過措置については、なお、従前の例とする。

（事務費掛金の経過措置）

- 第7条 第73条の規定にかかわらず、平成19年度の事務費掛金の標準給与は、平成19年3月31日現在の各加入者の厚生年金保険法第20条に定める標準報酬月額とし、平成19年4月1日以降に新たに加入者になった者については、平成20年3月31日までの期間の事務費掛金は徴収しない。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（株式会社博報堂プロダクツの加入者に係る経過措置）

- 第2条 平成18年4月1日に株式会社博報堂プロダクツの職員となった者のうち、株式会社博報堂プロダクツの職員であった者で平成17年12月1日において第40条の加入者の資格を有す

る者は、平成18年4月1日に加入者の資格を取得し、平成17年12月1日以降の期間は加入者期間に合算する。

附 則

この附則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

（施行日）

第1条 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成19年3月以前の各月に係る掛金については、なお、従前の例による。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年2月27日から施行し、平成19年9月30日から適用する。

附 則

（施行日）

第1条 この規約は平成20年4月1日から施行する。

（事務費掛金に関する経過措置）

第2条 平成20年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成20年6月2日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年2月27日から施行し、平成19年9月30日から適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成21年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成22年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

（加入者期間に関する経過措置）

第2条 株式会社アーキテクトから株式会社プロダクツに転籍したことにより、平成23年7月1日に加入者の資格を取得した者については、本制度における前後の加入者期間を合算する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成24年1月1日から施行する。

（適格退職年金契約に係る権利義務の承継）

第2条 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、施行日の前日において株式会社博報堂が締結していた適格退職年金契約（博報堂厚生年金基金への移行に伴う適格退職年金制度）に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日に、承継する。

2 前項の規定により基金が権利義務を承継したときは、基金は、平成24年2月末日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受ける。

3 第1項の規定により基金が権利義務を承継したときは、施行日の前日において当該適格退職年金契約に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について基金の受給権者となり、その給付の内容については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成24年7月1日から適用する。ただし、株式会社青森博報堂の減少に関する規定は、平成24年7月2日から適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は平成26年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成26年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は平成27年10月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規約は平成27年10月5日から施行する。

附 則

この規約は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年8月1日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この規約は平成28年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は平成29年1月19日から施行する。

（非継続基準の財政検証に関する経過措置）

第2条 当分の間、各事業年度の決算において、第80条第1項に該当した場合に当該決算の翌々事業年度から拠出する特例掛金の額は、同項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年1月31日付厚生労働省令第13号）附則第4条の規定により計算される額とする。

別表第1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社 博 報 堂 博報堂健康保険組合 株式会社 博報堂DYトータルサポート 株式会社 博報堂プロダクツ 株式会社 博報堂DYメディアパートナーズ 博報堂企業年金基金	東京都港区赤坂5丁目3番1号 東京都千代田区平河町1丁目4番5号 東京都千代田区平河町1丁目4番5号 東京都江東区豊洲5丁目6番15号 東京都港区赤坂5丁目3番1号 東京都千代田区平河町1丁目4番5号

別表第2

互選代議員の選挙区及び定数

選挙区	選挙区の範囲	代議員数
第1区	株式会社 博 報 堂 博報堂健康保険組合 株式会社 博報堂DYトータルサポート 株式会社 博報堂プロダクツ 株式会社 博報堂DYメディアパートナーズ 博報堂企業年金基金	9
第2区	株式会社 博 報 堂（関西支社） 株式会社 博報堂DYメディアパートナーズ （関西支社）	1

別表第3-1

第1標準年金額

加入者期間	年金額
年	円
1	43,200
2	90,000
3	133,200
4	176,400
5	219,600
6	266,400
7	309,600
8	352,800
9	396,000
10	442,800
11	486,000
12	529,200
13	572,400
14	619,200
15	662,400
16	705,600
17	748,800
18	795,600
19	838,800
20	882,000
21	903,600
22	928,800
23	950,400
24	968,400
25	993,600
26	1,015,200
27	1,036,800
28	1,062,000
29	1,080,000
30	1,101,600
31	1,123,200
32	1,141,200
33	1,162,800
34	1,184,400
35	1,202,400

（備考）加入者期間に1年未満の端数月がある場合の年金額は、次の算式により計算し、1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるものとする。

n年mカ月の額 = n年の額 + { (n+1)年の額

$$- n年の額} \times \frac{m}{12}$$

別表第3-2

第2標準年金支給乗率

加入者期間 年	支給乗率
1	0.108
2	0.225
3	0.333
4	0.441
5	0.549
6	0.666
7	0.774
8	0.882
9	0.990
10	1.107
11	1.215
12	1.323
13	1.431
14	1.548
15	1.656
16	1.764
17	1.872
18	1.989
19	2.097
20	2.205
21	2.259
22	2.322
23	2.376
24	2.421
25	2.484
26	2.538
27	2.592
28	2.655
29	2.700
30	2.754
31	2.808
32	2.853
33	2.907
34	2.961
35	3.006

（備考） 加入者期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第4位を四捨五入したものとする。

n年mカ月の乗率 = n年の乗率 + { (n+1)年の乗率

$$- n年の乗率} \times \frac{m}{12}$$

別表第4-1

一時金乗率Ⅰ

支給済期間	乗 率
年	
10	0.0000
9	0.9726
8	1.8919
7	2.7607
6	3.5820
5	4.3582
4	5.0919
3	5.7853
2	6.4408
1	7.0603
0	7.6458

（備考） 支給済期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第5位を四捨五入したものとする。

n年mカ月の乗率 = n年の乗率 - {n年の乗率

$$- (n+1) \text{年の乗率} \} \times \frac{m}{12}$$

別表第4-2

一時金乗率Ⅱ

選択時、死亡時年齢	乗率
歳	
65以上	0.0000
64	0.9726
63	1.8919
62	2.7607
61	3.5820
60	4.3582

（備考） 選択時又は死亡時の年齢に1歳未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第5位を四捨五入したものとする。

n 歳 m カ月の乗率 = n 歳の乗率 - { n 歳の乗率

$$- (n+1) \text{歳の乗率} \} \times \frac{m}{12}$$

別表第5

遺族一時金・脱退一時金・脱退特例年金支給乗率

加入者期間	自己都合 退職	自己都合 以外の退職	加入者期間	自己都合 退職	自己都合 以外の退職
年			年		
0	0.02193	0.02193	11	0.02946	0.03655
1	0.02258	0.02301	12	0.03010	0.03827
2	0.02322	0.02408	13	0.03096	0.04021
3	0.02387	0.02516	14	0.03182	0.04214
4	0.02451	0.02645	15	0.03268	0.04429
5	0.02516	0.02774	16	0.03354	0.04644
6	0.02580	0.02903	17	0.03440	0.04881
7	0.02645	0.03032	18	0.03526	0.05117
8	0.02709	0.03182	19	0.03634	0.05397
9	0.02795	0.03333	20	(0.03741)	(0.05676)
10	0.02860	0.03483			

* 自己都合退職は、事業所ごとに就業規則の下記の定めによる退職をいう。

- | | |
|----------------------------|------------------|
| (1) 株式会社 博報堂 | 就業規則第19条第1号による退職 |
| (2) 博報堂健康保険組合 | 就業規定第2条による退職 |
| (3) 株式会社 博報堂 DY トータルサポート | 就業規則第15条第5号による退職 |
| (4) 株式会社 博報堂 プロダクツ | 就業規則第13条第5号による退職 |
| (5) 株式会社 博報堂 DY メディアパートナーズ | 就業規則第19条第1号による退職 |
| (6) 博報堂企業年金基金 | 就業規程第28条第2号による退職 |

(備考) 加入者期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第6位を四捨五入したものとする。

n 年 m カ月の乗率 = n 年の乗率 + { ($n+1$)年の乗率

$$- n \text{年の乗率} \} \times \frac{m}{12}$$

別表第6

一時金乗率

脱退時・ 選択時年齢	乗率	脱退時・ 選択時年齢	乗率	脱退時・ 選択時年齢	乗率	脱退時・ 選択時年齢	乗率
15	0.990	40	3.839	65	10.795	90	3.798
16	1.045	41	4.055	66	10.520	91	3.615
17	1.103	42	4.285	67	10.237	92	3.441
18	1.164	43	4.527	68	9.946	93	3.275
19	1.229	44	4.784	69	9.649	94	3.115
20	1.297	45	5.057	70	9.347	95	2.961
21	1.369	46	5.347	71	9.041	96	2.817
22	1.446	47	5.654	72	8.730	97	2.679
23	1.526	48	5.981	73	8.415	98	2.554
24	1.611	49	6.328	74	8.100	99	2.435
25	1.701	50	6.697	75	7.783	100	2.322
26	1.795	51	7.090	76	7.467	101	2.214
27	1.895	52	7.510	77	7.153	102	2.112
28	2.001	53	7.956	78	6.843	103	2.014
29	2.112	54	8.433	79	6.540	104	1.920
30	2.229	55	8.941	80	6.245	105	1.827
31	2.353	56	9.485	81	5.952	106	1.731
32	2.484	57	10.066	82	5.670	107	1.626
33	2.623	58	10.690	83	5.397	108	1.498
34	2.769	59	11.361	84	5.135	109	1.320
35	2.923	60	12.084	85	4.882	110	1.038
36	3.087	61	11.836	86	4.641		
37	3.259	62	11.583	87	4.415		
38	3.442	63	11.326	88	4.201		
39	3.635	64	11.064	89	3.996		

（備考） 年齢に1歳未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第4位を四捨五入したものとする。

n 歳 m カ月の乗率 = n 歳の乗率 + { ($n+1$)歳の乗率

$$- n \text{歳の乗率} \} \times \frac{m}{12}$$

別表第7-1

脱退時・選択時・死亡時年齢別乗率 |

年齢	乗率
歳	
45	3.2820
46	3.4724
47	3.6737
48	3.8868
49	4.1123
50	4.3508
51	4.6031
52	4.8701
53	5.1526
54	5.4514
55	5.7676
56	6.1021
57	6.4560
58	6.8305
59	7.2267
60	7.6458

（備考） 年齢に1歳未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第5位を四捨五入したものとする。

n歳mカ月の乗率 = n歳の乗率 + { (n+1)歳の乗率

$$- n歳の乗率} \times \frac{m}{12}$$

別表第7-2

脱退時・選択時・死亡時年齢別乗率Ⅱ

年齢	乗率
歳	
45	1.8708
46	1.9793
47	2.0941
48	2.2155
49	2.3440
50	2.4800
51	2.6238
52	2.7760
53	2.9370
54	3.1074
55	3.2876
56	3.4783
57	3.6800
58	3.8935
59	4.1193
60	4.3582

（備考） 年齢に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第5位を四捨五入したものとする。

n 歳 m カ月の乗率 = n 歳の乗率 + { ($n+1$)歳の乗率

$$- n \text{歳の乗率} \} \times \frac{m}{12}$$

別表第7-3

繰下げ・据置期間別乗率表

繰下げ期間 据置期間	乗 率
年	
0	1.0000
1	1.0580
2	1.1194
3	1.1843
4	1.2530
5	1.3256
6	1.4025
7	1.4839
8	1.5699
9	1.6610
10	1.7573
11	1.8593
12	1.9671
13	2.0812
14	2.2019
15	2.3296
16	2.4647
17	2.6077
18	2.7589
19	2.9190
20	3.0883
21	3.2674
22	3.4569
23	3.6574
24	3.8695
25	4.0939

（備考） 繰下げ期間又は据置期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第5位を四捨五入したものとする。

n 年 m カ月の乗率 = n 年の乗率 + { ($n+1$)年の乗率

$$- n \text{年の乗率} \} \times \frac{m}{12}$$

別表第8-1

遺族一時金額

加入者期間	一時金額
年	円
1	330,300
2	688,200
3	1,018,500
4	1,348,800
5	1,679,100
6	2,036,700
7	2,367,000
8	2,697,300
9	3,027,600
10	3,385,500
11	3,716,100
12	4,046,100
13	4,376,400
14	4,734,300
15	5,064,600
16	5,394,900
17	5,725,200
18	6,083,100
19	6,413,400
20	6,743,700
21	6,908,700
22	7,101,300
23	7,266,600
24	7,404,300
25	7,596,900
26	7,761,900
27	7,927,200
28	8,119,800
29	8,257,500
30	8,422,500
31	8,587,800
32	8,725,500
33	8,890,500
34	9,055,800
35	9,193,200

（備考） 加入者期間に1年未満の端数月がある場合の一時金額は、次の算式により計算し、1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるものとする。

n年mカ月の額 = n年の額 + { (n+1)年の額

$$- n年の額} \times \frac{m}{12}$$

別表第8-2

遺族一時金支給乗率

加入者期間 年	支給乗率
1	0.471
2	0.981
3	1.451
4	1.922
5	2.393
6	2.902
7	3.373
8	3.844
9	4.314
10	4.824
11	5.296
12	5.766
13	6.237
14	6.747
15	7.217
16	7.688
17	8.159
18	8.669
19	9.139
20	9.610
21	9.845
22	10.120
23	10.355
24	10.551
25	10.826
26	11.061
27	11.297
28	11.571
29	11.767
30	12.002
31	12.238
32	12.434
33	12.669
34	12.905
35	13.101

（備考） 加入者期間に1年未満の端数月がある場合の支給乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第4位を四捨五入したものとする。

n年mカ月の乗率 = n年の乗率 + { (n+1)年の乗率

$$- n年の乗率} \times \frac{m}{12}$$

別表第9

一時金乗率

代行部分の支給開始年齢	乗率
(歳)	
60	0.125
61	0.100
62	0.075
63	0.050
64	0.025
65 以上	0.000

※平成24年9月1日までの規約変更箇所

第39条（加入者）実施事業所「株式会社盛岡博報堂」、「株式会社青森博報堂」、
「株式会社福島博報堂」削除及び号数の変更

第44条（基準給与）実施事業所（同上）削除及び号数の変更

第101条（実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出）に内容変更

別表5（注）実施事業所削除、号数の変更

附則 追加

- ・適格退職年金権利譲渡に関する第1、2を追記
- ・実施事業所減少に関する適用日を追記

※平成25年9月1日までの規約変更箇所

第90条（業務の委託）4項追加

第96条（届出）2項追加（ただし、より）

附則 追加

- ・第14条（非継続基準の財政検証における特例掛金）
- ・施行期日（平成25年4月1日）
- ・掛金に関する経過措置 第2条

※平成28年4月1日までの規約変更箇所

第39条（加入者）

第96条（届出）住民基本台帳法の一部改正による引用条文の変更

第101条の2（分割または権利義務の移転時に移換する積立金の額）

※平成29年2月1日までの規約変更箇所

第49条の3（裁定）

第5条（広告の方法）

第69条の3（他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）

第69条の5（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換）

第75条（業務の委託）延滞金を定めている規約について、民法の規定を適用

第80条（掛金の納付）「規則第58条第2号」を「規則第58条」に改める。